

環 境 影 響 評 価 審 査 書

平成24年 3 月27日に神奈川県知事 黒岩祐治から提出がありました（仮称）綾瀬インターチェンジに係る環境影響予測評価書案に対する神奈川県環境影響評価条例第20条第 1 項の規定による審査結果は、別紙のとおりです。

平成24年10月 9 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

I 総括事項

(仮称)綾瀬インターチェンジの設置事業(以下「本件事業」という。)は、東名高速道路の横浜町田インターチェンジと厚木インターチェンジが約 15 キロメートル離れており、この間に位置する綾瀬市などから東名高速道路にアクセスしにくい状況にあることから、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化とともに、既存の両インターチェンジ周辺の渋滞緩和を図ることを目的として、これらのほぼ中間の綾瀬市小園 720 番地外にインターチェンジを新設する事業である。

本件事業は、東名高速道路と県道 42 号(藤沢座間厚木)を結ぶインターチェンジを設置するものであり、平成 19 年 10 月に提出された環境影響予測評価実施計画書(以下「実施計画書」という。)における本件事業の規模は、東名高速道路本線とのランプ(4 本)、料金所(6 レーン)、ランプ橋及び出入口交差点などを整備するとしていた。

実施計画書の手続終了後、国土交通省から「スマートインターチェンジ制度」の拡充が示されたことから、当該制度を活用するため、事業計画を見直し、ランプ橋は設けず、料金所も 2 レーン減らして整備することとした。

実施区域の用途地域は主に工業専用地域と準工業地域となっており、その周辺には第一種低層住居専用地域と第一種中高層住居専用地域も存在し、一帯は市街地が形成されている。また、インターチェンジと接続する県道 42 号(藤沢座間厚木)は、4 車線で整備されている。

本件事業は、市街化された地域において新たにインターチェンジを建設することから、工事の実施や施設の存在及び供用による騒音などの環境影響が考えられる。また、供用開始後には、周辺の市街地において自動車交通量の増加の可能性がある。

したがって、環境影響予測評価書(以下「予測評価書」という。)の作成に当たっては、次の審査結果を十分に踏まえ、適切な対応を図ること。

Ⅱ 個別事項

1 騒音・低周波空気振動

(1) 縦断勾配に関する補正について

自動車走行騒音の音響パワーレベル予測式における縦断勾配に関する補正について、東名高速道路本線における縦断勾配の大きさを、予測評価書において明らかにすること。

(2) 供用時の騒音対策について

自動車走行騒音の予測結果は道路から 20 メートルまでの沿道地域において環境基準を満たしているが、その後背地に比較的閑静な住宅地が隣接する区域があることから、新設する道路は可能な限り、低騒音舗装などによる騒音の軽減に努めること。

(3) 東名高速道路の側道を走行する車両の影響について

騒音レベルの測定結果について、側道を走行する車両による影響が大きい理由を予測評価書において丁寧に説明すること。

予測結果については、側道を走行する車両による影響が含まれていないため、側道を走行する車両の走行区分の他に昼夜の車両台数なども予測条件として明らかにした上で、側道を走行する車両による影響も考慮した予測及び評価を行うこと。

2 安全（交通）

(1) 交差点需要率について

交差点需要率の数値の範囲に関する記述が十分ではないため、予測評価書において詳しくかつ適切に説明すること。

(2) 交差点の交通状況について

周辺の交通混雑に著しい影響は及ぼさないと予測している一方で、渋滞の発生状況に関する記載があり、交通混雑に対する説明が不足しているため、予測評価書において渋滞の長さに加えて、継続時間及び発生原因を示し、交差点の交通状況を丁寧に説明すること。